

議案第57号

福岡市立島しょ診療所条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、島しょ診療の安定確保を推進するため、診療日及び診療時間に関する規定を改める必要があるによる。

福岡市立島しょ診療所条例の一部を改正する条例

福岡市立島しょ診療所条例（平成8年福岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条中「別表第2のとおりとする」を「規則で定める」に改め、同条ただし書を削る。

別表第1を別表とし、別表第2を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。